

第4回下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 平成29年度 下野市国民健康保険運営協議会

日時 平成30年1月22日(月) 午後1時30分から3時15分まで

会場 下野市役所 3階 304会議室

出席者 川上順次郎委員、木村保弘委員、黒須重光委員、村田光延委員、
荒井博義委員、内藤文明委員、山崎宏委員、鈴木玉枝委員
磯辺香代委員、中村節子委員、永山登志子委員、高尾健二委員
増渕浩委員、五十嵐一彦委員

【欠席委員】 本多菊江委員、加藤尚徳委員、塚原良子委員、井上永子委員

市側出席者 手塚俊英市民生活部長

(事務局)所光子市民課長、野口範雄税務課長、瀬下忠司税務課長補佐

仙頭明久市民課長補佐、飯野信幸主幹、興和剛主事

青木諒二郎主事

公開・非公開の別(公開 ・ 一部公開 ・ 非公開)

傍聴者 0人

報道機関 0人

議事録(概要)作成年月日 平成30年1月24日

【協議事項等】

1 開会<手塚市民生活部長>

2 あいさつ

3 議題

(1)平成30年度国民健康保険税の見直しについて(答申)

4 その他

<午後1時27分開会>

【市民生活部長】定刻より早いですが、皆さんお揃いですので、只今から平成29年度第4回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

なお、本日の会議ですが、被保険者代表の加藤委員、本多委員、公益代表の塚原委員、井上委員の4名より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、これより議事に入るわけですが、下野市国民健康保険規則第9条の規定により、議事の進行を会長にお願いいたします。

【磯辺会長】本日はお忙しい中、また足元の大変悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。第4回国民健康保険運営協議会を開かせていただきます。

早速議事に入らせていただきます。議事がスムーズに進行できますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。

本日の出席につきましては、定数18名のところ14名で、規則第11条の規定による、会議の定

足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、下野市国民健康保険規則第 14 条の規定により、本日の会議録署名委員に、被保険者代表の木村委員と被用者保険等保険者代表の高尾委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

〈異議なし〉

異議なしと認め、本日の会議録署名委員には、被保険者代表の木村委員と被用者保険等保険者代表の高尾委員をお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして進行させていただきます。3. 議題(1) 下野市国民健康保険税の見直しについて(答申)。事務局の説明を求めます。

【事務局】最初に変更申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。まず資料 1 ですが、(5)賦課限度額につきまして、平成 30 年度の後期高齢者分が 180,000 円から 190,000 円に、介護分を 170,000 円から 160,000 円に訂正をお願いいたします。合計は変更ありません。

続きまして、資料 2-1 なのですが、平成 30 年度課税に向けた税額試算結果の、試算の条件にある賦課限度額を同様に訂正してください。資料 2-2 につきましては、本日配付させていただきました資料を使用いたしますので、こちらに差し替えをお願いします。変更点は先ほどからお話している賦課限度額と、それに伴い、1 世帯当たり及び 1 人当たりの調定額が変更となっております。

また、資料の追加で、土曜日の下野新聞の記事で、「国保全市町の負担減」という切り抜きのものです。資料の訂正及び追加は以上です。よろしいでしょうか。

それでは説明をさせていただきます。まず、資料 1 をご覧ください。前回の運営協議会でも税率の改正に向けた考え方についてお話をしました。その再確認ということで、説明をさせていただきます。まず、納付金に関しましては、保険税と基盤安定の補助金、それからその他の補助金の合計。保険税は現年分と滞納繰越分の合計となっており、これらを用いて試算をさせていただきます。それから、所得の激変、被保険者の減等により不足が生じた場合には財政調整基金を充てるということになります。

特定健康診査及び保健事業につきましては、保健事業に関しての国や県から出る補助金で運営をし、不足分は財政調整基金を充てるというルールを試算の際に適用しております。

(3)の保険税の応能・応益の配分につきましては、極力 50:50 を目指すということで、この中で介護分のバランスが悪い状況でしたので、こちらを改善していきたいです。

(4)の均等割・平等割賦課額について、今回は 10 月 31 日の時点での被保険者数をお示しましたが、今回は 12 月 31 日時点での被保険者数をお示しました。0.01 ポイントほど世帯の人数が減少しております。

(5)賦課限度額については、今現在の法定限度額は 89 万円でございます。平成 29 年末末の国の税制大綱において、平成 30 年 3 月には、医療分が 4 万円上がり、93 万円が法定限度額になるという見込みです。資料一番下の財政調整基金の状況を前回は掲載してございませんでしたので、平成 29 年度は 3 月補正予算より、30 年度は予算案より、どの程度基金が残る見込みであるのかを載せてあります。

【磯辺会長】資料 1 の説明だけで一度切ってもよろしいですか。これが税率改正に向けたベースの考え方になりますので、もし言葉等難しいところがあれば聞いていただきたいと思います。委員の皆さんは何かありますか。限度額については、平成 29 年度現在では 85 万円ですが、法定限度額では 89 万円までに設定することが可能ということです。平成 30 年度は 89 万円にしようということになるかと思いますが、この 3 月に 93 万円にするという法律が国で通過する見込み

となっています。均等割・平等割についてはいかがでしょうか。均等割は加入者数にかかるもので、平等割は世帯ごとにかかるものです。世帯を構成する人数が 2 人を切っていますので、世帯に対して賦課をするという考え方はきついのではないかとことです。

基金に関しては、平成 29 年度は 5 億 6 千万円程の残高になるようです。このペースであれば平成 30 年度は 4 億 8 千万円程度の残高になる見込みということです。県は財政調整基金については引き続き保有をしてもいいということになっています。鈴木委員。

【鈴木委員】現在は 85 万円で限度額を徴収しているのですよね。このまま 85 万円でいくということも考えられるのでしょうか。法定限度額を国が上げて、市はこのままいくという姿勢を見せると、下野市は補助金の額を少なくしてもやっていけるだろうと見られてしまうことも考えられますよね。

【事務局】あくまでも県につきましては、これから納付金のお話をさせていただくにあたりまして、法定限度額を使用することを前提としています。昨年の指導監査におきましても、法定限度額を使用するように通知をいただいております。下野市に最終的な決定権はありますので、強制ではありません。しかしながら、特別調整交付金などをいただくときに、法定限度額まで賦課限度額を上げているかどうかを査定項目として挙がってくることも考えられます。

これから先、歳入が少なくなると賦課限度額を上げないといけないときに、一気に 8 万円も引き上げるとなると、被保険者の方の負担が大きくなってしまいます。後世に課題をあまり残さないようにするというのも、今回の賦課限度額を引き上げるという考えのうちの一つです。

賦課限度額については、今回は 89 万円に上げさせていただきたいというのが事務局の考え方です。毎年度運営協議会で検討をして、その年の状況に応じて改定していく。この考え方を今回の答申書には盛り込んであります。

【磯辺会長】よろしいでしょうか。それでは説明を続けてください。

【事務局】資料 4 と本日お配りした新聞をご覧ください。まず、新聞なのですが、県内の市町が納める納付金につきまして、詳細が掲載されております。この中で金額は、資料 4 の一番上段にあります、平成 29 年度納付金試算結果の 1 月 4 日県提示分合計の、1,519,472,949 円になっております。百万円以下は切り捨てとなっておりますので、下野市は 15 億 1 千万円となっております。

その横に 2016 年度の比がありますが、下野市は 93.76 となっております。こちらは 2018 年度の納付金を算出する際に、過去 3 年間の医療費、保険税等を平均化して、平成 30 年度に係る栃木県全体の額を割り出し、それを市町ごとに平均を出すこととなります。そこから 100 を超えた市町につきましては、激変緩和措置という名目で、県が国からの補助金を投入して、平均化をしていきます。

下野市の場合は、平成 27 年度において急激に給付金額が伸びたこともありまして、この激変緩和措置で 1 億 4 千万円程補助金が投入されます。この補助金の投入により、納付金が抑えられ、15 億 1 千万円強という納付金額となり、2016 年比 93.76 となりました。こちらの激変緩和措置は、平成 30 年度、平成 31 年度につきましては、同様の措置を県が実施をするということです。

新聞には資料 4 の平成 29 年度納付金試算結果の一般分のみが掲載されております。最終的には一般分と退職分を合計した 1,523,952,240 円を下野市から栃木県へ納付することとなります。

その下の青い部分等は補助金や、保健事業諸費となっており、それらを差引きして、保険税としていくら必要なのか示したものを黄色くしております、保険料収納必要総額 1,211,152,240 円です。これを保険税として確保しなければなりません。

収納率が 100%であれば、この金額をそのまま調定とすればよいのですが、平成 28 年度の収納率

が 93.2%でありましたので、今回の試算では収納率 93%としてどの程度の調定が必要になるのかを示したものが、その下の 1,302,314,237 円です。

すぐ下の試算①から③は、現時点での被保険者数や所得水準に基づいて試算をしたものです。来年度の賦課時期には被保険者数も減少している見込みですので、それを加味した試算がその下の(C)1 から(C)3 です。どの試算においても 12 億 7 千万円程度の調定が必要という試算になりました。その横の必要総額(A) との差額はどれも 3 千万円前後となっております。足りない部分は財政調整基金を充てて県に納付するという事です。

【磯辺会長】ここまでよろしいでしょうか。あまりたくさん説明を受けると聞こうとしたことがわからなくなってしまいかもしれませんので、また一度説明を区切ります。資料 4 の点線の上の水色や黄緑色で示されている部分は県、あるいは市から入ってくるお金なのですね。それぞれがどこから入ってくるのかを教えてくださいませんか。

【事務局】 基盤安定負担金は保険者支援制度分と保険料軽減制度分の二通りで補助金があります。これは国、県の両方から補助があります。これは市の持ち分もあります。次の過年度保険料収納見込みは滞納繰越分となり、これは市です。出産育児一時金は法定で 3 分の 2 が市から入ってきます。今回は予算額の 3 分の 2 を載せてあります。

その次の財政安定化支援事業繰入金は、国からいただいています。黄緑色の部分は保健事業の諸費用として計上しています。出産育児諸費は 1 件当たり 42 万円、葬祭諸費は 1 件当たり 5 万円を支給しています。

【磯辺会長】わかりました。村田委員。

【村田委員】 一番初めの制度設計の段階では、こういった細かい補助金などは無くて、運用の中で不足する部分が出てきたので、様々な補助金が生まれたのだと思いますが、今回大きな転機だと思います。そういう時にこそ、簡略化していこうと考えるものだと思います。今の話では、今まで発生してきた複雑な補助金等の制度はそのままにしていこうと聞こえるのですが、今後どのようになってしまうのでしょうか。

過渡期なので、補助金等の制度は現状のままにしていこうかということをお伺いしたいです。

【事務局】 今回の改正に関しましては、市が納付金を納めれば、その年の医療費に関しては、県が全部面倒を見てくれるということになります。そこで過不足が生じるものは 2 年毎に清算が行われるということなのですが、とにかく、15 億 1 千万円あまりを納めれば、30 年度の給付に関する費用に関しては、県からいただけるというのが制度の改正となります。

基盤安定負担金は市の持ち分も含んでいるため、制度としてそのまま残ってしまっていますが、簡略化されたものというのは、後期高齢者の支援金や介護納付金、共同安定化の事業といったものがあります。しかし、保険料に関する補助金に関しては残ってしまうと思います。

【村田委員】 わかりました。一つだけ言っておきたいことがあります。国保の成り立ちから見ると、こういった大きな動きが 4 回あったようです。それが、元々市町村レベルで財政を運営するのは無理だから、県のレベルで運用するべきだというのがなかなかできなくて、今回やっとできたということです。現場の意識として、今後この制度をどうしていくかというのを、県の方に言っていただきたい。このような複雑な仕組みでは、現場の方も大変でしょうから、実際所課長もこうして苦慮されているわけですから。しかも我々も専門ではないので、協議する際にもまず制度が理解しにくいと話し合いもしにくいです。

こういったことに経費が掛かるわけですから、いい機会なのにもったいないなという感じがします。ぜひ県にはそういった要望を挙げていただけたらと思います。

【磯辺会長】 そうですね、後期高齢者の支援金や介護納付金等は、下野市の新年度予算には載っ

てこないですね。県が直接、国からの補助金をもらったり、市町からの納付金を収納したりして、国保財政を運営していくということです。これから少しずつ改善されていくかと思いますが、7割、5割、2割というものは市の事務局でないと所得が把握できませんので、こちらを県主体で運営することは恐らくできません。市町には細かい仕事が残ってしまいます。市が賦課徴収をする限りは、軽減制度に基づく補助金等は市から県へ移管するのは難しいと思います。

【事務局】 ゆくゆくは、県で保険税率が統一化されれば、税率を決めるのは県へ移管したようなものですから、簡略化されるということです。栃木県の場合は、10年スパンで考えているようですので、市としては早めに対応していただけるように要望はしていきます。

【村田委員】 市のレベルで簡略化するようなものは無いということですね。

【磯辺会長】 自ら今すぐできるものは無いのでしょうか。県に一部分が行っただけでも簡単にはなつたと考えられますが、10年以上たつて栃木県で税率が統一されるということであれば、変わってくるかもしれません。他にございませんか。中村委員。

【中村委員】 資料4の一番下の3つの一番右側にある必要総額との差額ですが、財政調整基金繰入をするとおっしゃったのでしたか。

【事務局】 この不足部分の3千万円強については、いずれも基金を繰り入れて対応することを考えております。先ほどお話ししました資料1で、来年度77,000,000円当初予算に計上しているものに加えて、この3千万円強を繰入として考えているというものです。当初予算は時間が間に合いませんでしたので、現年度の調定で計算をしています。

【中村委員】 つまり来年度は1億円近くを繰り入れるということですか。

【事務局】 平成30年度はその見込みです。ただ、平成30年度は、繰越もある程度見込めるので、そこまで繰り入れなくても済むかもしれません。

【中村委員】 平成28年度、平成29年度は基金繰入金で0円だったのですよね。資料4の3千万円を併せないでも、平成30年度は基金繰入金を77,000,000円見込んでいるのはどうしてでしょうか。

【事務局】 どうしても当初予算は繰越金等を若干低めに計上します。それを9月の決算の時に剰余金が予定よりも出てきたということで、平成28年度、平成29年度は基金を繰り入れないで済んだということです。平成30年度の予算では、繰越金が若干出てくる予測となっていますので、基金繰入をもう少し抑えられるのではないかと考えています。

【磯辺会長】 平成30年度は予算ベースでここに載せてあります。平成29年度まではこれまでの実績で載せてありますので、平成30年度も実績では0円になるかもしれないということですね。他にございませんか。無ければ続けていただきます。

【事務局】 試算①から試算③のどれを選んでも、3千万円前後の繰入を行わなければならないということを踏まえて、資料2-2をご覧ください。限度額を89万円に上げても、1世帯当たりの調定額では200円から500円程の減額となります。上のケース1から10に関しましては、ケースごとにどう影響があるかを示しております。この中で、どれがいいかを運営協議会で決めていただきたいと思います。

【磯辺会長】 事務局の説明が終わりました。じっくりと見ていただいて、何か質問がありましたらお願いいたします。

黒い三角がついているものは減額ということです。所得割の税額も下がっています。

【事務局】 捕捉なのですが、ケース10というのは今回の資料から追加となっております。これはどうしてかという、このケースにおいては今回の試算で一番負担が大きい世帯のケースということでお示しました。介護分の均等割、平等割と所得割で45:55まで修正をさせていただ

た影響です。どの程度この世帯があるかという、約 20 から 50 世帯あります。しかし、20 から 50 世帯で介護分まである世帯がどの程度あるのかは把握できていません。上がるとすれば最低 20 世帯、あっても 50 世帯となります。それ以外はほとんどの世帯が下がるという試算結果となっております。

【磯辺会長】要するに介護分の応能・応益を 50:50 に近づけたために、この 4 人家族の世帯の介護分で結構取ってしまうということですね。

【事務局】そうです。所得が 190 万円というのは 2 割軽減が外れるライン上ですので、外れてしまって負担が大きくなってしまっているということです。

【磯辺会長】結構きついですね、この世帯は所得 190 万円で 37 万円近くの国保税を納めないといけない。

【事務局】介護分の負担が大きい世帯の上げ幅を極力抑えたいということで試算②は提示してあります。

【磯辺会長】このケースに焦点を当てて考えてもいいくらいですね。他のケースの場合は下がる場所が多いですから。

【事務局】介護分に関しては 40 歳から 65 歳の方に限定されますので、そこを考えすぎて他の医療分や後期高齢者支援分で賄うのも不公平感が出てきてしまうかと思います。

今回の国の税制大綱において、軽減の分は少し拡大されるという予定です。

【磯辺会長】この改正案①から③の中から運営協議会で選ぶということによろしいですか。

【事務局】出来れば選んでいただきたい。

【磯辺会長】影響が少ない方がいいですよ。もっと上がるものだと思っていましたから。意外に小さく済みました。

【事務局】限度額世帯を含めてこの試算となっておりますので、限度額世帯については単純に 4 万円の負担増となります。それ以外の世帯の方に関しては下がる場所が多くなります。前回の時にもお話ししたとおり、全体の 85%を 2 人世帯が占めています。40 歳から 65 歳の介護分を負担する世帯のうち、一番負担が増加するケース 10 の世帯は 7,000 世帯中 30 世帯前後ですので、それを踏まえて影響が少ないものを示してございます。

【磯辺会長】改正①から改正③のどれを選んでも栃木県から示された納付金は納められるということですよ。みなさんどうでしょうか。どれを選んでも納付金は納められるということです。今年と来年は先ほど事務局から説明があったとおり、国、県から 1 億 4 千万円が投入されるということで、負担が軽くなる世帯もあるということです。

【事務局】平成 30 年度、平成 31 年度は今回決めていただいた税率をかけたいと思います。前回との負担の比が 100 を超える市町への激変緩和措置が平成 32 年度以降は続くのか、あるいは何年間かけて補助金の額を減らしていくことになるのか、それらを見定めながら税率を見直していくこととなります。毎年見直しをしていますと、被保険者の方に混乱を招きますので、今までは 3 年ペースで見直しを行ってきました。ただ、県からの納付金額は毎年提示されるものですので、2 年ごとに見直しをして、不足する部分については基金を投入しながら、状況を見て、次年度につなげていくということを考えると、基金を保有しながら、被保険者の方に混乱を招かないように税率の改正を行っていきたいというのが事務局の考え方となります。

【磯辺会長】皆さんはどの改正案がよろしいと思いますか。私は一番安いのがいいと思いますが。お金が足りないわけではないのでそこまで高くとる必要もないのではないかと思います。

平等割は下げているので。中村委員。

【中村委員】資料 2-2 を見ると、改正案②が 1 人当たりの調定額を見ても一番負担が少ないのか

と思います。こちらが支払う側としては一番優しいと思うのですが、応能と応益については、改正案①と改正案③に関しては 46.44:53.56 に対して、改正案②については 45.60:54.40 となっています。50:50 により近づけるといことで、応益をもっと上げた方がよろしいのでしょうか。

【事務局】もちろん 50:50 に近づけられればそれに越したことは無いのですが、事務局でも改正案①と改正案③を作成したときに、介護分の負担が大きくなりすぎるのではないかという意見もありました。前回までは 40:60 くらいでしたので、一気に 50:50 にして負担を増加させるよりは、段階的に今回は 45:55 程度にしておかないと被保険者の混乱を招きかねないといことです。前回よりも改善されているのであれば理想の比率まで今回で突き詰める必要はないと事務局は考えています。

【磯辺会長】他にございませんか。では改正案①から改正案③までどの改正案がよろしいか諮らさせていただきますともよろしいでしょうか。

〈多数決を行う。改正案②に多数の委員が挙手〉

【磯辺会長】ありがとうございます。それでは、改正案②で国保運協としては答申をさせていただきたいと思います。それでは今決めていただいたもので、市長に提出をさせていただきたいと思いますが、こちらは読み上げますか。一読していただいているかと思いますが、一枚めくって右のページの表に今決定しました率や金額が記載されることとなります。一応読み上げて確認させていただきます。事務局お願いします。

【事務局】1. 諮問事項、平成 30 年度から適用する国民健康保険税の税率等について。

2. 答申内容、平成 27 年度は高額医療制度の拡大や高額な薬剤の保険認定等により、医療給付費が約 3 億 2,500 万円の増加、率にして 8.9%の伸びとなりましたが、平成 28 年度は、薬価改定と被保険者の減少により約 2 億 9,500 万円、率にして 7.3%の減となりました。しかしながら、高齢者の増加により 1 人当たりの医療費は、増加傾向であり、また税金は、県内でも高い収納率ではありますが、65 歳以上の被保険者数の増加や、税法上の軽減の拡大等により、大幅な伸びは期待できない状況にあります。

このような厳しい条件下ではありましたが、平成 28 年度決算の実質単年度収支が、平成 24 年度以来 4 年ぶりに黒字となり、平成 28 年度は、財政調整基金を繰入することなく約 4 億 8,393 万円(平成 28 年度末現在)の財政調整基金を、平成 29 年度に繰越することが出来ました。

また、平成 29 年度は、財政調整基金繰入を行わず、平成 30 年度に繰り越すことが可能となる見込みです。

国民健康保険制度は、平成 30 年度から県単位の広域化が開始され、平成 30 年度から 31 年度は、制度改正に伴う急激な保険料上昇を抑止するため、県が激変緩和措置を実施するとともに、市町ごとの医療費水準と所得水準を考慮した上で、県から保険税の標準税率等が示されているところ。

以上のことから、諮問事項について協議しました結果、国民健康保険税の税率等については、以下のとおりが望ましいとの結論に至りました。

(1) 財政調整基金、平成 30 年度の県広域化以降も、各市町において基金を保有することは認められることから、予期せぬ保険給付の急激な伸びによる支出増や災害等の収入減に対応するため、また、市で実施する保健事業を円滑に実施するため、引き続き基金を保有し国民健康保険の財政基盤の安定化に有効に活用することが適切である。

(2) 賦課方式、平成 30 年度からの県広域化において、3 方式の賦課方式が望ましいとされていることから、現状のまま 3 方式とする。

(3) 税率及び賦課限度額、国民健康保険の県広域化により、平成 30 年度に適用する標準税率等

が示されており、限度額は地方税法に規定された額を適用することとされている。平成 30 年度から 31 年度は、県が激変緩和措置を実施し保険料の大幅な値上げを抑止している事、財政調整基金の現状が改善状況であることを考察し、税率等の大幅な改定は、市民の負担となるため、平成 30 年度は被保険者間の調整を行うにとどめ、現状維持とする税率改正を行うこととする。また、平成 30 年度の賦課限度額は、平成 30 年 3 月の法定限度額引き上げを考慮し、89 万円とする。

また、県の激変緩和措置は、平成 30 年度から 31 年度にかけて実施されることは決定事項であるが、平成 32 年度以降については、不透明な部分もあるため、平成 32 年度保険税率については、再度見直しを行うものとする。

賦課限度額については、国の法定限度額の状況を注視するとともに、被保険者の負担を考慮し、毎年度検討するものとする。

3. 付帯意見、国民健康保険事業運営において、医療費の財源となる、国民健康保険税収入を確保することは、安定的な運営を維持する上で最も重要なことであり、今後財政の健全化に向け更なる対策を行う必要性があるので、ここに意見を付することとする。

(1) 財源確保を図るため、国民健康保険税収納率向上対策に一丸となって全力で取り組むこと。

(2) 財政的効果のある、国・県調整交付金を更に有効に活用し、国民健康保険財政の健全化に努められたい。

(3) 医療費の適正化を図るため、保健事業をはじめとする諸事業を効果的に実施し、医療費の抑制に努められたい。

(4) 国民健康保険税制度は、給付に見合った税の負担が求められており、県広域化実施後においては、県から示される標準税率を十分検討し、適正な負担を求めるよう努められたい。

(5) 今後も広報等の手段を用いて、下野市国民健康保険の財政状況、取り組み状況等を分かりやすく説明し、広く市民の理解が得られるよう努められたい。以上です。

【磯辺会長】ありがとうございました。それではこの内容で答申をさせていただきたいと思いません。木村委員。

【木村委員】案について、詳しくない人にとってはわかりづらいかと感じました。というのは、答申の内容の中で、3分の2は国保の財政状況について書かれていますよね。小見出しを付けながら進めていってはいかがでしょうか。1枚目の下から6行目の前に「国保制度の改正」という見出しを入れてあげないと、県と市の役割分担がわかりにくいと思います。

一番下の「協議をしました結果」のところは、4回もやっているのですから、「協議を重ねました結果」としていただきたい。それから、2枚目の平成32年度の見直しについては、「見直しを行うものとする」と断定的な表現ではなく、「必要があるものと思われる」とやんわりしたものにしたらどうでしょうか。さらに、表には表題を付けた方がいいと思います。

【磯辺会長】事務局どうでしょう。答申内容の前段が、財政状況について話をしていて、さらに制度改正のことも触れているので、わかりにくいところがあるようです。

【事務局】木村委員のおっしゃる通り、国民健康保険制度の激変緩和措置にいきなり触れていますので、改正部分につきまして何行か加えて、わかりやすくしたいと思います。断定的な表現と思われるところは「再度見直しを検討する」のような表現でいかがでしょうか。

【木村委員】そこは断定的な表現でなければいいのかなと思います。

【事務局】先ほどお話ししました通り、3年スパンではなく2年スパンで考えていかないといけないということで、この表現になっております。断定的な表現を避けるべきであるということであれば、委員の皆様の意見を伺って、修正をさせていただきたいと思えます。表題につきましては付けるようにします。

【磯辺会長】このような財政状況があって今回の税率改正となっておりますので、無駄なものではなく、ただ、ダラダラと続いてしまう印象ですので、「国民健康保険制度は、」の前に1行空ける心遣いはあってもいいかもしれません。確かに読みにくいかもしれません。諮問されたことに中々触れないような印象を受けてしまいます。

前段も必要ですので、読みやすいように工夫をいたします。「再度見直しを行うものとする」のところですが、私たちが関与できるかわからない平成32年度のことなので、どういった表現にしたらよろしいでしょうか。川上委員。

【川上委員】私はこのままでいいと思います。それというのは、見直しを行うといているので。見直しを行わないといているのであれば、検討の余地がなくなってしまうのですが、「見直しを行うものとする」としておけば、検討するわけですから、それでいいのではないかと思います。

【磯辺会長】ありがとうございました。いかがでしょうか。

【事務局】事務局の考えている見直しは、見直した結果上げるかもしれませんし、上げないかもしれない。どちらも視野に入れているので、この表現をしたのですが、もっとわかりやすいようにということであればそのように修正をしていきます。

【磯辺会長】もちろん逆の意味にはしませんので、事務局に一任ということでもよろしいでしょうか。中村委員。

【中村委員】誤字がありました。一枚目の真ん中あたりの「平成24年度依頼」となっていますので、以来に直してください。

【磯辺会長】ありがとうございました。他に何かございますか。無ければ4.その他事務局から何かございますか。

【事務局】答申につきましては今週の金曜日に会長から市長に答申書を手渡す予定となっております。答申書の訂正したものにしましてはなるべく早い時期に委員の皆様方に送付させていただきますと思います。最後の第5回運営協議会ですが、2月13日に開催を予定しておりますので、ご都合をつけていただければと思います。内容は補正予算、新年度予算、さらに平成30年度から6か年計画の特定健診の実施計画についてです。よろしく申し上げます。

もう一点なのですが、税率については市長に答申をした後、市長が決定をしまして、その案につきまして、3月の議会に上程をさせていただきます。そちらを基に平成30年7月に間に合うようにして課税をさせていただくというスケジュールとなっております。

【磯辺会長】それでは、本日予定しました議事はすべて終了いたしました。以上をもちまして、協議会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〈異議なし〉

異議なしと認め、第4回下野市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。本日は、お忙しい中をお集まりいただき、また、円滑な議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

〈午後3時15分閉会〉